

# 新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 新潟市が行う建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札又は指名競争入札における発注基準及び工事の指名競争入札における業者の選定については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(発注基準)

第2条 新潟市建設工事入札参加資格者格付認定取扱要領第2条の規定により格付けした業者の級別に対応する発注の基準となる工事のランクは、別表1のとおりとする。

(一般競争入札の参加資格要件，指名業者の選定)

第3条 一般競争入札に参加できる資格者及び指名競争入札における指名業者の選定は、新潟市建設工事入札参加資格審査要綱第5条の規定による入札参加資格者名簿の中から行うものとし、格付工種は原則として別表2及び別表3によるものとする。

2 指名業者の選定にあたっては、新潟市中小企業振興基本条例第4条の規定を踏まえ選定を行うとともに、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう次の事項に留意して厳正を期すものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 区内業者優先
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持工事の状況
- (7) 当該工事施工についての技術的適性
- (8) 安全管理・労働福祉の状況
- (9) 当該年度指名状況

3 前2項の規定にかかわらず、市の除雪業務の受託業者に対しては、優先的な取り扱いができるものとする。

4 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていないものは、原則として指名選定しないものとする。

(特例)

第4条 災害等により緊急に施工が必要な工事、特殊な技術・経験・機械器具を必要とする工事、その他特別の事由のある工事については、工事ランクなどにかかわらず適当と認められる業者を指名選定できるものとする。

2 関連工事（保守工事を含む）については、工事ランクなどに係わらず当該関連工事の既施工業者を指名選定できるものとする。

（指名業者数）

第5条 指名業者数は、原則として6者以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の性格に照らし、特殊な技術・経験・機械器具を必要とする工事、その他特別な事由のある工事については、必要に応じて増減することができる。

（随意契約の相手方の選定）

第6条 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の相手方の選定は、第3条及び第4条に準じて行うものとする。

附則

この方針は、昭和52年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

表1 工事ランク

工事 ランク	土木一式工事	建築一式工事	管工事, 電気工事	造園工事
S	30000 万円以上	30000 万円以上		
A	30000 万円未満 8000 万円以上	30000 万円未満 8000 万円以上	4000 万円以上	3000 万円以上
B	8000 万円未満 3000 万円以上	8000 万円未満 3000 万円以上	4000 万円未満 1000 万円以上	3000 万円未満 1000 万円以上
C	3000 万円未満 700 万円以上	3000 万円未満 700 万円以上	1000 万円未満 400 万円超	1000 万円未満 400 万円超
D	700 万円未満 400 万円超	700 万円未満 400 万円超		

表2 工事ランクごとの一般競争入札参加業者の範囲

工 種	工事ランク	金額の範囲	参加者の範囲
土木一式工事 (下水道推進以外)	S	3 億円以上	S 級業者
	A	2 億円以上	S・A 級業者
		2 億円未満 8000 万円以上	① S～B 級業者 総合評価案件 ② S・A 級業者 上記以外
	B	8000 万円未満 5000 万円以上	① B・C 級業者 総合評価案件 ② S～B 級業者 上記以外
		5000 万円未満 3000 万円以上	B・C 級業者
C	3000 万円未満 1000 万円以上	B～D 級業者	
土木一式工事 (下水道推進)	A	8000 万円以上	S～B 級業者
	B	8000 万円未満 5000 万円以上	S～C 級業者
		5000 万円未満 3000 万円以上	B～D 級業者
C	3000 万円未満 1000 万円以上		

工 種	工事ランク	金額の範囲	参加者の範囲
建築一式工事	S	3 億円以上	S 級業者
	A	1 億円以上	S・A 級業者
		1 億円未満 8000 万円以上	S～B 級業者
	B	8000 万円未満 5000 万円以上	S～C 級業者
		5000 万円未満 3000 万円以上	B・C 級業者
	C	3000 万円未満 1000 万円以上	B～D 級業者
管工事, 電気工事	A	4000 万円以上	A 級業者
	B	4000 万円未満 1000 万円以上	A・B 級業者
造園	A	6000 万円以上	A 級業者
		6000 万円未満 3000 万円以上	A・B 級業者
	B	3000 万円未満 1000 万円以上	A～C 級業者

表 3 工事ランクごとの指名業者の範囲

工 種	工事ランク	金額の範囲	指名できる業者の範囲
土木一式工事 建築一式工事	C	1000 万円未満 700 万円以上	原則として工事ランクに対応する級の建設業者を指名選定する。 ただし、各区の実情に応じて他の級や他の区内の建設業者を指名選定することができる。
	D	700 万円未満 400 万円超	
管工事 電気工事	C	1000 万円未満 400 万円超	
造園	C	1000 万円未満 400 万円超	

注 特殊な技術が必要な工事等については、上記にかかわらず入札参加業者を限定することができる。また、該当の業者が少数の場合や、市協力業者を対象とした工事など特段の必要がある場合は、上記にかかわらず他の級の建設業者を入札に参加させることができる（表 2，3 共通）。